

公表

入札結果

(単位:円)

工事番号	特枝 第 3 号	工 事 名	栃原町地区枝線築造工事	現場説明	令和 6年 7月 4日	予定価格(税抜)	17,888,000
		工 事 場 所	呉市栃原町地内	開札執行	令和 6年 7月 18日 11時 23分	調査基準価格(税抜)	16,084,080
				落札方式	低入札価格調査制度	失格基準価格(税抜)	14,477,680
				契約方法	一般競争入札（事後審査型）		
商 号			入 札 状 況				
1			回	入 札 結 果			
1（株）太伸建設			15,790,000				
2（株）樹建設			15,000,000				
3（有）土井運送総業			16,084,000				
4（株）浜本工務店			16,225,000				
5 浜野建設			15,550,000				
6（有）山本技建			14,492,100	落札			

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込みに係る価格である。

総合評価方式（特別簡易型）落札者の決定資料

工事番号	特校第3号
工 事 名	栃原町地区枝線築造工事
工事場所	呉市栃原町地内
予定価格	17,888,000円（税抜）
調査基準価格	16,084,080円（税抜）
失格基準価格	14,477,680円（税抜）

No.	業 者 名	1				2					3					4	加算点			入札金額 (b)		評価値 ((100+a)÷b × 1,000,000)	順位	審査 (※)	備考
		企業の施工能力				配置予定技術者の能力					地域の精通性及び地域貢献の実績					指名停止措置 の状況	合計								
		同種工事 施工実績	工事成績	優良表彰	建設 キャリア アップ	保有資格	若手 技術者	同種工事 施工経験	従事役職	継続教育 (CPD)	本店の 所在地	地域環境 維持向上 活動	消防団活動	危機管理 協議会	災害復旧 工事受注 実績	指名停止措置 の状況	合計	20点換算 (a)	技術 順位	(税抜、円)	入札 順位				
		(2.0点)	(4.0点)	(1.5点)	(1.0点)	(1.0点)	(1.0点)	(1.0点)	(1.0点)	(1.0点)	(3.0点)	(1.0点)	(0.5点)	(0.5点)	(1.0点)	(-1.0点)	(19.5点)	小数第2位 四捨五入			小数第5位 四捨五入				
1	(株) 太伸建設	2.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	0.0点	1.0点	1.0点	0.0点	3.0点	0.0点	0.0点	0.5点	0.0点	0.0点	7.5点	7.7点	6	15,790,000	4	6.8208	4		
2	(株) 樹建設	2.0点	1.0点	0.0点	1.0点	0.5点	0.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	0.0点	0.0点	1.0点	0.0点	10.5点	10.8点	2	15,000,000	2	7.3867	2	○	
3	(有) 土井運送総業	2.0点	0.5点	0.0点	0.0点	0.5点	0.0点	1.0点	1.0点	0.0点	3.0点	0.0点	0.0点	0.5点	1.0点	0.0点	9.5点	9.7点	4	16,084,000	5	6.8204	5		
4	(株) 浜本工務店	2.0点	0.5点	0.0点	0.0点	0.5点	1.0点	0.0点	0.0点	0.0点	3.0点	0.0点	0.0点	1.0点	0.0点	0.0点	8.0点	8.2点	5	16,225,000	6	6.6687	6		
5	浜野建設	2.0点	0.5点	0.0点	0.0点	1.0点	0.0点	1.0点	1.0点	0.0点	3.0点	0.0点	0.5点	0.5点	1.0点	0.0点	10.5点	10.8点	2	15,550,000	3	7.1254	3	○	
6	(有) 山本技建	2.0点	2.0点	0.5点	1.0点	0.5点	1.0点	0.0点	0.0点	1.0点	3.0点	1.0点	0.5点	0.5点	1.0点	0.0点	14.0点	14.4点	1	14,492,100	1	7.8940	1	○	落札
7																									
8																									

※ 「審査」欄について、「○」は呉市において評価資料の審査を行ったことを示し、「－」は評価資料の審査を行っていない（自己採点表のとおりである）ことを示す。

※ 自己採点方式では、原則として提出された自己採点表の点数、呉市採点部分（工事成績評定点の平均点、建設工事優良成績者表彰における被表彰者の該当実績及び指名停止措置の状況）の点数及び入札金額をもとに算出した評価値の高い上位3者についてのみ評価資料を審査し、評価値が4位以下の者については、原則として審査を行わないため公表する技術評価点及び評価値は正しいものとは限らない。ただし、上記に関わらず、低入札価格調査開始時点において上位3者であった者のうち、1者でもその後の過程において無効となる者が生じた場合は、評価値が1位の者以外について、公表する技術評価点及び評価値は正しいものとは限らないものとする。

※ 自己採点が評価内容ごとの最高得点を超える場合は、自己採点を当該最高得点に修正している。